北海道のラムサール条約登録湿地の 現状と課題

牛山 克巴



北海道には 13 か所のラムサール条約登録湿地があり、関係自治体や NGO を中心にその保全管理や普及啓発を行っている。しかし、それぞれの活動は各々の発意と力量に依存しており、湿地に関わる多様な個人や団体との連携、そのための指針となる湿地の管理計画の策定、また、環境に関わる深刻な課題への対策についてもそれぞれの湿地で対応が分かれ、必ずしも十分な成果が得られていない。その背景には、登録湿地としての責務や役割分担が明確にされていないことがあげられ、今後は湿地の保全とワイズユース(賢明な利用)を確実に実施するための体系的なシステムや協働体制の構築が必要と考えられる。一方で、道内登録湿地の連携などの協働取り組みや、道内各地における市民レベルの湿地保全活動は着実に成果を上げている。ラムサール条約をツールとし、湿地の多様な価値を多くの人々が認識し、共有することができれば、北海道の湿地の保全とワイズユースを大いに推進できると考える。

北海道のラムサール条約登録湿地 と潜在候補地

ラムサール条約の正式名称は「The Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat:特に水鳥の生息 地として国際的に重要な湿地に関する条約」とい う。水鳥を中心とする湿地の生態系を守る目的で、 1971 年ラムサール (イラン) で採択 (発効は 1975 年) された湿地保全に関する国際条約で、締約国 は 2014 年 12 月現在 168 か国である。自然環境保 全を目的とする国際環境条約の中でも先駆的なも ので、現在では広く用いられている持続可能な利 用 (Sustainable Use) という考え方を、採択当初 からワイズユース (Wise Use:賢明(適正)な利 用)という原則で取り入れている。「ワイズユース」 とは、湿地の生態系を維持しつつ、地域の人々の 生業や生活とバランスをとりながらそこから得ら れる恵みを持続的に活用することと言える。1980 年以降定期的に締約国会議 (ラムサール COP) が 開催されている。

日本がラムサール条約に加入したのが 1980 年であり、釧路湿原は国内最初のラムサール条約登録湿地となった。ラムサール条約登録湿地(以下登録湿地という)とは、ラムサール条約における「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された

湿地のことであり、締約国は条約の加入に際し、その領域内の国際的に重要な湿地を少なくとも1 か所登録することが義務付けられている(第二条)。また、締約国は登録湿地の保全とワイズユースを推進するため計画を作成、実施し、その生態学的特徴の変化については速やかに情報を把握してラムサール条約事務局に報告すること(第三条)、さらに登録湿地を縮小、廃止する際には新たな保護区を創設するなどの代償措置を取ること(第四条)などが課せられている。

なお、国際的に重要な湿地は「国際的に重要な湿地の選定基準及びガイドライン」(決議VIII. 13 附属書 2) に掲げられた 9 つの基準にしたがって選定される。ラムサール条約は国内では水鳥の保全に特化した条約と誤解されがちだが、水鳥に関する基準は 2 つだけであり、湿地の固有性や希少性に関する基準、魚類等も含む生物多様性に関する基準が大半を占める。

北海道には13か所の登録湿地がある。登録年順に、釧路湿原(1980年)、クッチャロ湖(1989年)、ウトナイ湖(1991年)、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原(以上1993年)、宮島沼(2002年)、サロベツ原野、雨竜沼湿原、野付半島・野付湾、風蓮湖・春国岱、阿寒湖、濤沸湖(以上2005年)、大沼(2012年)である。現在、国内の登録湿地数は46か所、総面積は137,968 ha となっているが、釧

路湿原の登録以降しばらくは登録湿地の数は伸び 悩み、2002年に宮島沼と藤前干潟が登録された時 点では13か所であった。それが、2005年に20か 所、2008年に4か所、2012年には9か所が新たに 登録され、国内の登録湿地数は飛躍的に増加した。 2005年に多くの湿地が登録されたのは、1999年の COP7 において掲げられた、当時 1,000 か所程度 であった世界の登録湿地数を2005年までに 2,000 か所に増やすという目標を受けてのことで あり、それ以降は2007年に策定された「第三次生 物多様性国家戦略」に掲げられた2012年の COP11 までに登録湿地を 10 か所増やすという目 標に沿って登録湿地が増加した (環境省 2013)。 今後は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」におい て、2020年までに新たに10か所程度登録湿地を 増やすことが目標として掲げてられている。

環境省は2010年に登録湿地の潜在候補地を国 際的に重要な湿地の基準等にしたがい全国から 172 か所選定しているが、そのうち 21 か所は北海 道にある。その後、大沼は登録湿地となったので、 残り 20 か所は道内で登録湿地となる可能性が残 されていることになる。また、現在見直しが進ん でいる環境省の「日本の重要湿地 500」もやはり登 録湿地の潜在候補地と捉えることができるが、こ こには道内から実に61湿地が選出されている。し たがって、今後も道内に登録湿地が増えることも 考えられるのだが、潜在候補地が登録湿地となる には、条約が定める基準に加え、環境省が定める 「地元住民などから登録への賛意が得られること」 と「国の法律(自然公園法、鳥獣保護法など)に より、将来にわたって、自然環境の保全が図られ ること」という2つの条件を満たす必要がある(環 境省 2013)。後者については、登録のために鳥獣 保護区に指定された湿地も多く、近年は河川法を 国内担保法とするなど柔軟な対応も図られるよう になったので、多くの場合、登録の如何は地域住 民の賛意にかかっているのが現状と言えるだろ う。

しかし、「地元住民などから登録への賛意が得られること」という条件に関しては、地域における合意形成のプロセス、合意形成を進める主体や含まれるべき利害関係者などが具体的に示されて録をおらず、曖昧さが含まれているため、新規登まれているため、新規登まれては大きなハードルとっては大きなハードルとなるだろう。また、合意形成時に重要な利害関係となる場合があり、改善されるべき点と考える。特に利害関係者の対立や開発計画がある場合は登録におけた動きがなかなか進まないため、地域におけ

る課題解決と合意形成を専門的に支援する仕組み が必要だろう。

モーリー11号(北海道新聞野生生物基金 2004) の特集「ラムサール条約の湿原の今」には初期の 道内登録湿地における登録に向けた経緯が記され ているが、一部利害関係者のラムサール条約に関 する誤解(漁業活動に制限が加わるなど)や理解 を得るのに時間を要したケースがいくつかあり、 その道筋は必ずしも平坦ではなかったことがわか る。こうした参考事例があるにもかかわらず、既 存の登録湿地がどのような経緯で登録を目指すよ うになり、どのような形で地域における合意形成 が図られ、それらに誰が主体的な役割を果たして いたのかなどについては、きちんとした形で総括 されていない。今後は潜在候補地の手助けになる ような形で課題の抽出等が図られる必要があると 考えられる。 登録湿地を目指す動きは、NGO や研 究者など湿地関係者・地元市町村・地域住民の発 意から始まることもあるが、環境省等から登録へ の意向が問われることがきっかけになることもあ る。特に後者の場合は、地域の湿地に対する認識 の向上、ラムサール条約に関する理解の向上、登 録によるメリットとデメリットの整理が地域にお ける合意形成に必要となる。したがって、そのた めの資料やマニュアルが整備されていると、登録 を考える湿地にとっては参考になるだろう。

登録湿地になるメリットについてよく尋ねられるが、登録自体のメリットは「特にない」と答えることにしている。もちろん国際的なステータがもたらされることなどあるかもしれないが、な利用を考え実践するツールとなり、登録湿地に失って湿地を活用した地域づくりを地域にある「国際的に重要な湿地」を地域の宝として守り育むことが可能になるのではないなと考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。と考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。これらがすでに達成できていると考えている。

また、ラムサール条約が締約国に求めているのは、登録湿地に限らず、領域内すべての湿地の保全とワイズユースであることも忘れてはならない。北海道には、必ずしも国際的に重要な湿地の基準に当てはまらなくても、その他多くの側面において重要な湿地は数多くあるが、それらの湿地の損失や劣化が急速に進行している現状も否めないだろう。それらの湿地にとっても、ラムサール条約は手助けとなり、登録湿地はお手本となる必要があると考える。

北海道のラムサール条約登録湿地 の現状と課題

2014年9月6日、北海道大学にて第6回日本湿地学会大会が開催された。初代会長であった辻井達一先生の追悼大会であり、特別シンポジウム「辻井達一とラムサール湿地〜北海道発「湿地を!明日へ!」〜」では、道内13の登録湿地から先生の薫陶を受けたレンジャーや市民団体の関係者が集まり、それぞれの湿地について紹介する機会が与えられた。ここでは、そのパネルトーク「湿地を!明日へ!北海道の湿地の未来と私たちの目指すもの」で話し合われたことや、事前に行ったアンケートを元に、北海道のラムサール条約登録湿地の現状と課題について紹介し、登録湿地の課題解決と質的向上に向けた提案を述べたい。

2.1 ラムサール条約登録湿地の運営管理と湿地センター

環境省が発行するパンフレット「日本のラムサール条約湿地」(環境省 2008)には「日本では、地方自治体が個々の湿地に直接関わり、また湿地やその周辺を管理し、関連する各種行政サービスを提供している」と記されている。つまり、登録湿地における日常的な保全管理や普及啓発は関係自治体に委ねられていることになるが、具体的な実施事項等に関する取り決めがあるわけではない。道内登録湿地においては、地元の市町村やNGOを中心に、登録湿地のモニタリング・保全管理・普及啓発・人材育成などを、それぞれの力量で独自に実施している状況である。

湿地には、漁業者や農業者、管理者、地権者、 地域住民など多様な主体が日常的に関わってお り、湿地の保全とワイズユースを進めるためには これら主体の理解と協力が必要である。湿地の保 全とワイズユースのために広範な人々の理解と参 加を促すため、ラムサール条約は、湿地 CEPA (Communication, Education, Participation, Awareness:対話、教育、参加、普及啓発)を重 要視しており、その中核となる湿地センターの設 立を締約国に強く求めている。道内登録湿地には、 雨竜沼湿原と大沼以外に湿地センターが設置され ているが、日本野鳥の会が設立し運営する施設、 環境省によって設立され市町村が運営している施 設、環境省や市町村によって設立され委託を受け たNGOが運営している施設など、その形態は 様々である。また、釧路湿原やウトナイ湖など複 数の湿地センターがある登録湿地もある。

湿地センターは来訪者に対する普及啓発を行う

だけでなく、多くの場合、地域に根ざした湿地の 保全とワイズユースの中核となっている。湿地セ ンターでは多様な主体が連携する仕組みとして運 営協議会が組織されていることが多く、例えば、 阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議 会には、環境省・北海道・釧路市・森林管理署の ほか、自然公園財団・前田一歩園財団・パークボ ランティアの会・日本製紙・漁業協同組合などが 加入している。一方、根室市が設置し、日本野鳥 の会が運営する根室市春国岱原生野鳥公園ネイ チャーセンターは、運営協議会こそないものの、 根室ワイズユースの会・ねむろエコロジストの 会・根室バードウォッチングガイドの会・風蓮湖 流入河川連絡協議会などの関係団体と情報交換を 行い、連携が図られている。施設運営に特化した 協議会の中には年一回の書面会議を行うだけで形 骸化しているものもあるが、地域の住民や関係団 体と細かな調整や意思疎通を実現するには、専門 の職員が在駐する湿地センターが果たす役割は大 きいと思われる。

道内における湿地センターはこうした連携のも とで極めて多彩な活動を展開しており、湿地の保 全・再生、ワイズユース、CEPA 活動の拠点とし て機能している。2013年11月、韓国ソサン市にお いて国際ワークショップ「湿地センターのデザイ ンと運営に関するベストプラクティス」が開催さ れ、道内の湿地センターの取り組みについて紹介 する機会があったが、海外の湿地センターと比べ ると規模こそ大きくないものの「地域密着」や相 互の「協働と連携」などの視点から世界に発信す べき優れた活動を展開していると感じた。同様の ことは国内各地にある湿地センターにも通じる が、その役割や取り組みについて総合的な評価は されていないようである。今後は、湿地センター の機能評価や課題の抽出、湿地センター間の情報 共有などを進め、新規および既存の湿地センター の機能強化を行い、「日本型湿地センター」の知見 を世界に広める必要もあるだろう。なお、上記ワー クショップの成果がまとめられたハンドブック (Handbook on Best Practices for the Design and Operation of Wetland Education Centres) は、ラムサール条約のウェブサイト(http://www. ramsar.org/news/handbook-on-best-practicesfor-the-design-and-operation-of-wetlandeducation-centres) からダウンロードできるので ご一読いただきたい。

2.2 ラムサール条約登録湿地の管理計画

湿地に関わる多様な個人や団体が湿地の持続的

利用や保全を目指し、連携して行動するためには、 共通する指針を持つことが重要になる。そのため に、ラムサール条約は湿地の管理計画の策定を締 約国に求めており、湿地の管理計画の策定と実施 のための指針(決議VIII. 14 附属書)を示している。 環境省は、締約国会議に際しラムサール条約事の 局に提出する国別報告書において、国内すべている と記しているが、これらは国の自然公園の公園計 画、鳥獣保護区の保護管理マスタープラン、生息 地等保護区の保護に関する基本指針を指しており、必ずしも地域で湿地の保全や利活用に関わる 多様な個人や団体が共有する性質のものではない。

対して、道内では地域独自に湿地の管理計画を 策定している登録湿地も少なくなく、中でも宮島 沼保全活用計画と海沸湖環境保全活用ビジョンは 関係機関や地域住民を交えたワークショップを通 じて策定されており、湿地の活用という観点が含 まれている点で特色があると言える。この他にも、 各々の協議会によって策定された、クッチャロ湖 環境保全計画・大沼環境保全計画・風蓮湖流域水 環境保全計画・釧路湿原や上サロベツの自然再生 事業に関連した全体構想と普及計画・特定の生物 種を中心に策定されたタンチョウ保護の基本構想 やマリモ保護管理計画・北海道が策定した雨竜沼 湿原保全プランとクッチャロ湖湿原保全プラン、 また、市町村における環境施策を示した基本計画 などが湿地の管理計画に該当すると言えよう。し かし、これらの計画のほとんどはラムサール条約 が示す指針を参考に策定されたものではなく、住 民参加やワイズユースなど重要なプロセスや概念 が抜け落ちているものもある。また、策定後の問 題として、計画が湿地に関わるすべての利害関係 者には共有されず、効果的に実施されていない場 合も多く、中には関係者にさえ認知されていない 計画があることも現状である。

2.3 ラムサール条約登録湿地の環境

すべての道内登録湿地が環境に関する深刻な課題を抱えている。現場関係者へのアンケートでは湿地環境の劣化、外来種や問題種、人との軋轢の課題が多くあげられていた。

湿地環境の劣化については、宮島沼・大沼・クッチャロ湖などの湖沼では富栄養化・浅底化・水面縮小が共通して深刻な課題としてあげられていたが、阿寒湖では逆に水質の改善が水草の繁茂につながり、マリモの生息を脅かす事態となっている。また、春国岱や野付半島では、砂洲や砂嘴の特有

の問題として地盤沈下と侵食が大きな課題となっている。湿原では乾燥化が共通の課題にあげられたが、流域からの土砂流入などは湖沼も含めた共通の課題としてあげられた。

外来種に関しては、オオハンゴンソウ・オオア ワダチソウ・セイヨウオニアザミなどの外来植物 のほか、ウチダザリガニ・セイヨウオオマルハナ バチ・アライグマ・アズマヒキガエルなどの外来 生物が問題視されている。問題種としては、特に 道東の沿岸湿地を中心にエゾシカによる湿原植生 への影響があげられていた。

人との軋轢に関しては、周辺や流域を含めた開発行為が主で、風力発電やメガソーラー計画などもあげられていた。また、過密化が問題視されるタンチョウやマガンでは農業被害や事故が課題となっており、雨竜沼湿原では来訪者による踏み付けによる湿原植生の荒廃が課題となっている。その他にも、水鳥への餌やりや鳥インフルエンザ、湿地に隣接する農地の冠水、産業廃棄物などの問題もあげられていた。

これらの課題への対策は、行政・NGO・地域住民が実施していることもあるが、その内容や規模、関係する個人や団体の連携の程度は様々である。例えば、同じエゾシカへの対策にしても、市民団体が中心となってシカ柵を設置している湿地、関係団体で協議会を組織して協働でシカ柵を設置している湿地、行政機関がエゾシカの管理そしてNGOが湿地への影響調査という役割分担ができている湿地がある。外来種に関しては、市民レベルの駆除や普及啓発が行われていることが多いが、継続的なモニタリングや調査まで実施している湿地は比較的少なく、特に対策を実施できていない事例もあった。

近年は企業による市民活動の支援が盛んであ る。アサヒビール株式会社は2009年からアサヒ ビール「うまい!を明日へ!」プロジェクトの一 環として、道内で販売しているスーパードライの 売上金の一部(1本につき1円)を道内登録湿地 の保全活動に寄付しており、これまでの寄付金の 総額は5年間で68,618,333円に上る。また、アサ ヒビールはニッカウヰスキー商品の売上金の一部 も「鶴の恩返しキャンペーン」として釧路湿原や タンチョウの保全活動に寄付しており、北海道コ カ・コーラボトリングは、オリジナルデザインの 「ジョージアサントスプレミアム」の売上金の一部 を「北海道 e-水プロジェクト」として道内の水環 境保全活動を支援している。これら企業による支 援は湿地センターや NGO など市民レベルの活動 を大いに推進する助けとなっている。

湿地環境の劣化など対策の規模が大きくなる場 合は、市民レベルの活動にも限界があり、行政機 関の主体的な参加が不可欠である。行政を主体と する取り組みには、上サロベツや釧路湿原の自然 再生事業のような協働取り組みもあるが、環境省 の他、北海道、開発局、地元市町村による個別の 取り組みもある。例えば、環境省直轄の事業とし ては国指定鳥獣保護区の保全事業があり、道内で は水環境の劣化が深刻なクッチャロ湖と宮島沼で 実施されている。クッチャロ湖では、水環境の改 善のために複合型浄化池を設置する案があった が、周辺地権者の同意が得られず、代替案を検討 している段階である。宮島沼では、来訪者による 水鳥へのストレス軽減のためのハイド(野鳥観察 舎) などが整備されたが、その効果の検証などは 行われていない。また、非常に深刻な富栄養化と 浅底化への抜本的な対策として浚渫が提案された が、予算規模などの関係から見送られた。一方、 渤沸湖では澪筋などの浚渫を北海道が漁業者の要 望を受けて行っており、行政を主体とした取り組 みは、かかわる機関や団体によってできることが 異なるといえるだろう。

2.4 ラムサール条約登録湿地の課題と対策

国は登録湿地数を順調に増やす一方で、その実質的な管理は地域の独自性に委ねており、道内登録湿地における日常的な運営管理は、上記のように、地元市町村やNGOが湿地センターを中心に多様な個人や団体の連携のもとで行われている。湿地の固有性を考えると、地域が主体的な役割を果たすことはもちろん重要であるが、大規模な対策が必要な環境課題に関しては地域の活動に限界があることも確かだろう。また、管理計画の策定も含め、登録湿地における活動は各々の団体の発意と力量に応じて実施されており、登録湿地における保全やワイズユースは必ずしも満足に行われていない。

道内登録湿地の現場で実施している活動のウィークポイントを問うと、湿地のモニタリング・来訪者へのプログラム・ボランティア等の人材育成の不備や不足もあげられ、本来目指している業務を実施しきれない現状を窺わせた。また、各地で湿地の保全とワイズユースを実施する上での課題を問うと、マンパワーと資金の不足・住民の認知と参加の不足・関係機関の連携不足・湿地に関わる利害対立・専門家の不在・活動の指針となる管理計画の不備などがあげられた。行政への要望に関しては、縦割り解消(国と道の連携、環境関連部署以外の関与など)、計画的かつ継続的な

管理と予算付け、積極的な関与や協働、風力発電 計画等の課題に関する指針の策定、あるいは現場 の声をもっと聞いてほしいという切実な声も聞こ えた。

こうした状況に対して「生物多様性国家戦略 2012-2020」には、既存の登録湿地について「保全 と賢明な利用の質的な向上を図ります」と記され ており、登録湿地の数を増やす施策から登録湿地 の質を高める施策への転換を示している。具体的 には「(ラムサール条約が定期的な更新を求めてい る)ラムサール条約湿地情報票(RIS:Ramsar Information Sheet) の更新を行うとともに、地域 の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張 等を図ります | としているが、別項目では「関係 する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと 連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査 や情報整備、湿地の再生などの取組を進め」、「条 約湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)のた めの計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普 及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を 活かした保全と賢明な利用を推進していきます。」 とも記されている。第3次生物多様性国家戦略と 比較して登録湿地の質的な向上と計画策定の支援 が新たに加えられており、期待したいところでは あるが、登録湿地の質的向上を目指すためには、 まずは各湿地の保全とワイズユースの実施状況を 取りまとめ、総合的な評価と課題の抽出を行う必 要もあるのではないだろうか。

北海道の登録湿地の現状を見ると、地域の発意 と力量に任せた湿地の運営管理には多くの課題が 含まれており、湿地の保全とワイズユースを持続 的に実施していくためには、国もある程度主体的 な役割を果たしつつ、産学官を広くまきこんだ協 働システムの構築が必要と考えられる。そのため にも、登録湿地としての責務と役割分担を明確に し、地域の役割を果たす上で必要な国による支援 策を検討する必要があるだろう。これまで登録湿 地の運営管理が地域の発意と力量に任せられ、明 確な責務が課されていなかったことに関しては、 地域における負担が登録への妨げとなり、地域の 主体性を尊重したい国としての遠慮があったのか もしれない。しかし、地域においては、湿地をラ ムサール条約に登録をするのは国であるから湿地 の管理も国で行ってくれるという期待や誤解を持 つ自治体関係者も少なくない。こうした登録湿地 の運営管理に関する認識のギャップ、あるいは責 任の所在の不明瞭さが現在ある課題の多くに結び ついているとも考えられる。

登録湿地としての責務に関し、湿地の管理計画

の策定は湿地の運営管理の中核となることから地 域の自主性に任せるのではなく、国による専門的 な指導と支援のもとで策定を義務付けることも必 要であろう。管理計画策定の取り組みは、登録湿 地を目指すための地域課題の解決や合意形成の延 長として行うことで、効果的に利害関係者を巻き 込み、継続性を確保することができると思われる。 湿地の管理計画は地域の独自性を尊重しつつも、 ラムサール条約の指針を十分に吟味することが重 要となるが、個別の管理計画の策定や全体的な評 価を容易にするためにも、すべての登録湿地で確 認すべき項目や全体的な様式を作るなど共通性を 持たせることも必要だろう。また、当然ながら、 関係者が協力して計画を効果的かつ順応的に実施 していくための体制の確立も十分に検討する必要 がある。

道内の登録湿地の課題からは、湿地に中心的に携わる人材の確保と育成、湿地の生態特性の定期的なモニタリング、湿地に重大な損失が懸念される際の対応方法などについても、それらが確実に実施されるために役割分担や国からの支援策を明確にする必要があると考えられる。また、関係者が各湿地の保全とワイズユースの実施状況に関する情報を共有できるような、定期的なレポートの作成を課してもいいだろう。このように、登録湿地の保全とワイズユースを体系的に実施し、情報を共有することで、登録湿地の質的向上を図り、その他の多くの湿地の手本となることができると期待できる。

| 北海道ラムサールネットワークと | 湿地の文化プロジェクト

2006年9月、ラムサール条約登録湿地の保全と ワイズユースに関する情報交換と協働、ボトム アップによる提案のため「北海道ラムサールネッ トワーク(HRN)」が発足した。構成メンバーは 各地の湿地センターの他、雨竜沼湿原を愛する 会・法昌寺とんこり堂・大沼ラムサール協議会な どの団体、豊富町・網走市・小清水町などの市町 村など様々であるが、いずれも道内の登録湿地の 現場で保全とワイズユースを実践しているという ことで共通している。HRN はメーリングリスト を通じて日頃から情報交換を行っているが、年一 回持ち回りで総会を開催し、併せて研修会やワー クショップ、子ども交流事業などを実施している。 子ども交流事業は各地で活動する子どもたちの湿 地保全への動機付けや指導者のスキルアップにも つながり、子どもたちの交流会の成果と大人たち のワークショップの成果を最後に報告しあうなど 面白い成果も生まれている(写真1)。

協働取り組みとしては、2011年から「北海道の湿地の文化プロジェクト」が始まった。ラムサール条約の序文には、湿地は経済的、文化的、科学的、そしてレクリエーション上の価値を有するとあるが、日本国際湿地保全連合(WIJ)が湿地の文化的価値についての理論的整理及び国内事例の集積と分析を進めていた。そこで、当時WIJ会長でありHRN代表でもあった辻井達一先生の提案からこのプロジェクトが始まることとなったのだが、最初は「文化」という言葉の壁から戸惑いもあったメンバーもやがてはその魅力と可能性に気づくこととなった。

湿地の文化とは、古今東西における「湿地と人 の関わり」である。北海道には、湿地の持続的利 用や保全・再生に関する事例も数多くあるが、泥 炭地の開拓や河川の直線化など、湿地保全という 観点からは決して好ましくない事例、あるいは、 湿地関連の文学作品や歌謡曲など、一見湿地の保 全とはまったく無関係な事例も数多くあり、それ らをすべて含めて北海道の湿地の文化であり、価 値があると考えている。ホッカイシマエビの生息 場所となる海草群落を傷付けないようにと続けら れている打瀬舟による漁法(写真2)など優良事 例に関しては説明の必要はないだろうが、泥炭地 の開拓などに関しても過去から学ぶことができる し、湿地関連のご当地キャラなどに関しては湿地 を楽しみ、身近な環境に感じるための一助となる だろう。こうした多くの事例をとりまとめること で、湿地の保全管理技術などを共有できるだけで なく、湿地の価値の再認識や湿地の活用につなげ ることも可能になる。

プロジェクトの一つの総括として、2014年9月



写真 1 各地で盛り上がる子供たちの活動。国際規模 の交流会も開催されている(写真提供:霧多 布湿原センター)。



写真 2 野付湾の打瀬舟。北海道を代表する湿地のワイズユース (写真提供:野付半島ネイチャーセンター)。

には北海道新聞社より湿地と人の関わりをテーマとした書籍「湿地への招待 ウェットランド北海道」を出版することができた。また、前述した、日本湿地学会第6回大会特別シンポジウムにおけるパネルトークは実はHRNメンバーによるものであったが、その前には「湿地大喜利」なる催しも行った。HRNメンバーはそれぞれ湿地の解説活動を実践しており、その言わば湿地の無形文化財とも言うべき解説活動の話術を披露しようという趣旨であったが、無事会場を笑いに包むことができ、大いに盛り上げることができた。

湿地の文化プロジェクトは、これから更なる事例の集積を行い、事例集の作成と分析もできればと考えている。なお、現在は東アジア地域における湿地の文化のプロジェクトも進行しており、ローカルからリージョナルなスケールで湿地の文化に関する様々な検討がされることになる。グローバルな観点からラムサール条約においても検討が進み、国際的に重要な湿地の基準として文化的な価値に関する項目ができるなどの進展がもたらされるかもしれない。また、文化的多様性と湿地の生態特性との関連など科学的な分析に基づく知見も得られるものと期待される。

このように、道内登録湿地の連携と協働は、各登録湿地のスキルアップや課題解決だけでなく、道内の湿地全体の保全とワイズユースの底上げにも貢献できると考えている。先のシンポジウムでは、道内登録湿地において湿地の専門家の支援体制の構築が必要と訴え、日本湿地学会との協働に向けた提案をすることができたように、協働がまた新たな協働を生む機会にもなっている。HRNは道内登録湿地で活動する団体の加入をいつでもお待ちしており、登録湿地ではなくてもオブザーバ参加が可能である。一方、日本湿地学会も、湿地に関する専門家だけでなく、湿地に携わるすべ

ての個人・団体・企業・行政が研究や活動の成果、 あるいは意見を表明する場を目指している。湿地 に関心がある多くの人々が集い、湿地の持つ多様 な価値を共有することが、湿地の保全とワイズ ユースを進める大きな力となるだろう。

4 北海道の湿地の未来のために

世界自然保護基金の「Living Planet Report: 生きている地球レポート」によると、1970年から 2010年の間に世界の野生生物の個体数は半減し たという。その中でも、淡水湿地性の生き物は深 刻な状況にあり、生息地の消失や分断化、環境汚 染、外来種などの影響によって76%も減少してい る。北海道においては、1920年代から1990年代に かけて湿地の面積は60%減少し、石狩川流域に広 がっていた石狩湿原に至っては1970年代までに その99%が失われた。残された湿地においても、 開発による消失・分断化・環境汚染・外来種等の 影響は深刻である。それでもなお、北海道は全国 の80%の湿原を有する「湿地の宝庫」であり(辻 井ほか2007)、北海道の湿地の損失は日本の宝の 損失と言えるだろう。

湿地は多様な価値を持つ身近な環境である。しかし、その多様な価値を多くの人々が認識し、共有できなければ、湿地は本当の意味で宝にはならないだろう。「湿地がある 命がある ぼくらがつなげて宝になる」。2008年に開催された「KODOMOラムサール国際湿地交流 in 新潟」で、子供たちが交流体験活動を通じて自らが考え、世界に向けて発信したメッセージには、そんな意味が込められているのではないだろうか。

北海道では市民レベルにおける地域の湿地の保 全・再生活動も活発になってきている。2014年5 月に開催された第14回北海道淡水魚保護フォー ラム「手作り魚道から始まる地域の自然再生」に 参加させていただいたが、かつて地元の川の三面 側溝明渠整備を推進した方が、落差工を越えられ ないサケの姿を見たことをきっかけに多くの人々 を巻き込んで魚道を整備しているお話を聞かせて いただき、深く感銘を受けた。宮島沼では、害鳥 であるマガンと農家の軋轢が深刻であったが、最 近では「来るものは来るんだし」と気持ちの上で の受け入れもあり、様々な活動に協力してくれる 農家も多い。以前、アイヌの古老から「開拓時代、 叔父が森の大木が切り開かれるのを見て海の魚が 失われると泣いていた」という話を聞いたことが あるが、今は各地で漁業者や農業者などが協力し て流域の植樹活動を行っている。湿地に対する認

識が変わり、それが自発的な行動に結びついている事例は他にもたくさんあるだろう。

湿地は変わりゆく環境である。しかし、その変化が人の手によって歪められ、止められたり、急速に進行させられたりする場合もある。ただ、そうした人為的変化に関しては、その影響を最小限に留め、必要な代償措置をとることも可能である。今残る湿地は保全に努め、北海道独自に湿地のノーネットロス(開発行為などの前後で、生態系の質と量において現状維持を図ること)を確立し、失われた湿地については再生を進めることもできるのではないだろうか。こうした議論を進めるためにも、湿地に関わる多くの方々の参加のもとで北海道の湿地の未来について考える「北海道湿地サミット」をいずれ開催できないかなどと考えている。

引用文献

- 北海道新聞野生生物基金編 (2004) モーリー,11 号.北 海道新聞社,128 p.
- 北海道ラムサールネットワーク (2014) 湿地への招待 ウェットランド北海道.北海道新聞社,271 p.
- 環境省 (2008) 日本のラムサール条約湿地一豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用一.環境省,43 p.
- 環境省 (2013) 日本のラムサール条約湿地一豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用一.環境省,54 p.
- 辻井達一・岡田 操・高田雅之 (2007) 北海道の湿原. 北海道新聞社,213 p.

牛山 克巳 (うしまや かつみ)

宮島沼水鳥・湿地センター。1997年に宮島沼でマガンによる小安食審問題の生態学的管理に関する研究に競手。2003年から英唄市職員として専門的見地から宮島沼の保全とワイズユースを推進している。殷学博士。日本湿地学会事務局長。